

森林環境税（国税）の課税について

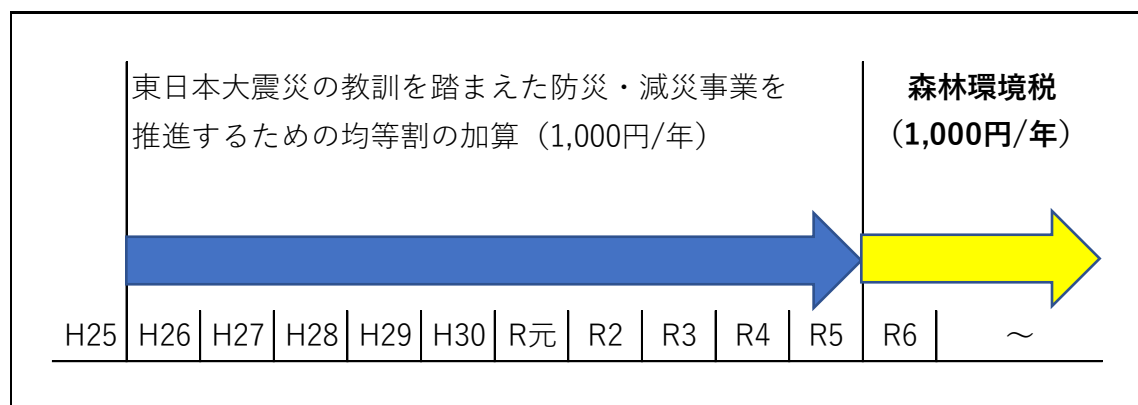
森林環境税は、令和 6 年度から前年中の個人の所得金額に応じて 1 人あたり年額 1,000 円が課税され、市民税・県民税と合わせて市が徴収します。ただし、森林環境税は国税であることから、非課税基準額が市民税・県民税とは異なります。そのため、同一生計配偶者・扶養親族を有する方は森林環境税のみ課税となる場合があります。

なお、令和 6 年度の市民税・県民税、森林環境税は、令和 5 年中（1 月～12 月）の所得に基づいて課税されます。

課税されない人（非課税の範囲）

	森林環境税(国税)	市民税・県民税
扶養親族を有しないとき	合計所得金額が 38 万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入 93 万円以下)	
扶養親族を有するとき	合計所得金額が次の金額以下の場合 28 万円×人数〔本人＋同一生計配偶者＋扶養親族〕＋ <u>26.8 万円</u>	合計所得金額が次の金額以下の場合 28 万円×人数〔本人＋同一生計配偶者＋扶養親族〕＋ <u>27 万円</u>

※障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、市民税・県民税、森林環境税のいずれも非課税となります。



平成 26 年度から東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・県民税にそれぞれ 500 円（計 1,000 円）が加算されておりますが、これは、令和 5 年度で終了し、令和 6 年度からは、新たに森林環境税 1,000 円が課税されます。